

ふるたに たかゆき
古谷 貴之
法学部 准教授

修士
民法・国際取引法

主要な研究業績

□論説

「ドイツ売買法における売主の瑕疵担保責任に関する一考察—債務法改正から10年を経て—」(単著)産大法学47巻2号(2013年)

□論説

「EUデジタル単一市場戦略における新たな展開—オンライン売買指令案の分析と評価—」(単著)現代消費者法34号(2017年)

□論説

「EUデジタル単一市場戦略における新たな動向—オンライン売買指令改正案の検討—」(単著)産大法学52巻1号(2018年)

最近の研究業績

□著書

『AIと憲法』(共著)日本経済新聞出版社、2018年

□判例評釈

「欧州司法裁判所2017年7月13日判決 (Ferenschild判決)の検討—消費動産売買における「責任期間」と「時効期間」の区別の意義—」(単著)産大法学52巻3号(2018年)

□判例評釈

「買主による代金減額後の『大きな損害賠償』請求権行使の可否—ドイツ連邦通常裁判所2018年5月9日民事第8部判決の検討—」(単著)産大法学53巻2号(2019年)

□研究テーマ

民法改正と売買における契約不適合給付

□研究の取組み

債権関係部分の規定を見直す新しい民法(2017年5月26日成立)が、2020年4月1日に施行される予定です。私の研究テーマである「売買契約」の領域も民法改正により大きな改正を受けました。

売買法の改正の中で最も注目されるのは、売主の瑕疵担保責任に関する規定です(民法旧566条、570条)。「瑕疵」「担保責任」という難しい言葉に現れているように、従来、瑕疵担保責任のルールを判例・学説を踏まえて正確に理解することは非常に難しいものでした。今般の改正において、もっと国民の視点からみて理解しやすいルールを策定するべく、民法改正全体の基本理念にも沿う形で、瑕疵担保責任制度の抜本的改正が行われたのです。

新たな民法の下では、売主の「瑕疵担保責任」は「契約不適合責任」と呼び方を変えます(民法新562条以下)。また、単に呼び方が変わるだけではなく、規定内容も大きく修正されました。新たな契約不適合責任の規律は、以前のルールと比べると合理性・透明性を備えたものになりました。もっとも、たとえば、改正前民法の「瑕疵」という用語と改正民法の「契約不適合」という用語に何らかの意味の違いがあるのかどうか、また、改正民法下で新たに規定された買主の追完請求権(民法新562条)や代金減額請求権(同563条)について、追完請求権の内容をどのように確定するのか、代金減額の算定方法はどのようなものであるかなど、非常に難しい問題が多く残されています。

私はこれまで、売買における契約不適合給付をめぐる問題に関して、ヨーロッパ法との比較を中心に研究を行ってきました。

日本には外国と異なる(法)文化や社会条件がありますので、外国の議論がすぐさま日本法の中で役立つというものではありませんが、外国法を参照することで、日本法を見つめ直すことができ、また、問題解決のための有益な知見を得ることができます。

私のこうした研究への取り組みは、教育の面でも役立っています。私が担当している民法Ⅱ/B(債権各論)の授業では、売買を含む「契約」について重点的に学習します。また、自由演習(EU法Ⅰ・Ⅱ)では、EU法の体系的学習を行う一方で、EU売買法における現代的な問題などもトピックとして取り上げます。少人数制のこのクラスでは、EU法を素材としたテーマに基づいてディスカッションを行います。その中で学生の柔軟で斬新な意見に触れることがよくあります。そして、そのことがまた、私自身の研究にとってよい刺激となります。今後も、教育との連携を図りながら、研究を続けていきたいと思えます。